



登録教習機関の登録の公示について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という）第22条の2の規定に基づき登録教習機関から登録事項変更届出書の提出があり、下記のとおり登録の変更をしたので登録省令第25条の3第2項により次のとおり公示する。

記

1 登録番号

- 第133号（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習）
- 第134号（車両系建設機械（解体用）運転技能講習）
- 第135号（不整地運搬車運転技能講習）
- 第136号（玉掛け技能講習）
- 第137号（小型移動式クレーン運転技能講習）
- 第138号（高所作業車運転技能講習）
- 第139号（フォークリフト運転技能講習）
- 第140号（床上操作式クレーン運転技能講習）
- 第141号（ガス溶接技能講習）
- 第166号（地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習）
- 第167号（足場の組立て等作業主任者技能講習）
- 第168号（木造建築物の組立て等作業主任者技能講習）
- 第170号（はい作業主任者技能講習）
- 第174号（コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習）
- 第175号（建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習）

2 届出者

キャタピラー教習所株式会社 北陸教習センター長 宗近 政彦

3 登録事項の変更内容

代表者の氏名

変更前 代表取締役 五十嵐 高太郎

変更後 代表取締役 矢山 秀樹

4 変更年月日

令和8年1月1日

令和8年1月21日

石川労働局長

